## 特例付加年金が支給停止とならない事由について

- Q 他人に貸し付けたり、転用する場合の注意事項(特定処分対象農地等の扱い)
- A <u>後継者に貸し付けて経営継承した農地等及び特定農業用施設</u>(「特定処分対象農地等」といいます。) <u>の全部又は一部が返還され、1年経過後においても当該返還を受けた特定処分対象農地等の全部を当該後継者又は譲受適格者に適格に処分しなかったときは、返還から1年経過する日の属する月の翌月から特例付加年金が支給停止となります。</u>

また、特定処分対象農地等の全部又は一部が返還され転用又は転用目的で処分したときは、転用又は転用目的で処分した日の属する月の翌月から特例付加年金が支給停止となります。

なお、<u>特定処分対象農地等の返還を受けた場合であっても、次の事由に該当する</u>場合には、農地保有の合理化の見地からみて不適当とはいえないため、特例付加年金の支給は停止されないこととなっています。

この場合には、特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届及び特定処分対象 農地等及び特定農業用施設処分届を提出する必要があります。(返還を受けた農地 等について、面積制限があるものもあるので注意すること。)

- 1. 譲受適格者に適格に処分するための返還を受けた場合(政令第5条第2号イ)
- 2. 土地収用該当事業等のために収用又は使用される場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号イロ)
- 3. 交換分合により譲渡する場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号ハ)
- 4. 地方公共団体等が住宅を必要とする者に対し賃貸又は譲渡する目的で行う事業に供する場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号二)
- 5. 地方公共団体等が林道を設置する場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号二)
- 6. 起業者のあっせんにより、土地収用該当事業等の代替地として提供する場合(政令 第5条第2号イ、省令第33条第1号ホ)
- 7. 災害時に鉄道、ガス等のライフライン、応急仮設住宅等の敷地として提供する場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号へ)
- 8. 農業用施設(農産物の加工、販売等施設を含む) 用地にする場合(政令第5条第2号 イ、省令第33条第1号ト)
- 9. 体験農場、市民農園、ふれあい体験宿泊施設等に供される場合(政令第5条第2号イ、 省令第33条第1号チ(1))
- 10. 経営継承を受けた後継者の住宅用地とする場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第 1号チ(2))

- 11. 公民館その他の集会施設、公園、広場、集落道、下水道施設等にする場合(政令第 5条第2号イ、省令第33条第1号チ(3))
- 12. 地方公共団体が作成する計画に従い整備される就業機会の増大に寄与する工場、流通業務施設、商業施設、伝統工芸館、郷土資料館、都市農村交流のためのスポーツ・レクリェーション施設等にする場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号リ)
- 13. 砂利採取、試験研究等のため3年以内の間、一時的に転用する場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号ヌ)
- 14. 農作物の生産調整や国土の保全のための植林をする場合(政令第5条第2号イ、省令 第33条第1号ル)
- 15. 受給権者の住宅が土地収用該当事業用地となったこと等により、その土地に代えて受給権者の住宅用地とする場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号ヲ)
- 16. 次・三男等の住宅用地とする場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第1号ワ)
- 17.公共の福祉の増進に資するもの又は事故、災害その他突発的に生じた事由より緊急 に必要となった支出に充てるものとして基金の承認を受けた場合(政令第5条第2号 イ、省令第33条第1号カ)
- 18. 買換え(交換)をする場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第2号)
- 19. 一団の農地の一部が、土地収用該当事業等のための収用又は使用、地方公共団体等が行う住宅経営又は災害による耕作困難となったことにより、残余農地が効率的に利用することが困難となった場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第3号)
- 20. 災害により耕作を行うことが困難となった場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第 4号)
- 21. 農業委員会等に処分のあっせんの申出をして保全管理を行っている場合(政令第5条第2号イ、省令第33条第5号)